

# 2017年夏号 仙台市農政だより



発行 仙台市経済局農林部(農政企画課、農業振興課、農林土木課)  
〒980-8671 青葉区国分町3丁目7-1 電話 022-214-8265(農政企画課) FAX 022-214-8338  
◆ホームページ(農林水産業ページ) <https://www.city.sendai.jp/kurashi/shizen/norinsuisan/index.html>  
◆Eメール kei008110@city.sendai.jp(農政企画課)



## 農業委員会制度が 変わりました

改正農業委員会法が平成28年4月から施行され、「農業委員」の選出方法が、選挙制と市長による選任制(議会・農業団体推薦)から、市議会の同意を要件とする市長による任命制へ変更になりました。

市では平成30年7月14日の任期満了日まで現職の農業委員が業務を担い、その満了日までに次期農業委員を新たな方法で選出します。

また、農業委員会が委嘱する「農地利用最適化推進委員」が新設されます。担当区域において、①人・農地プランなど、地域農業者等による話し合いの推進、②農地利用の集積・集約化の推進、③遊休農地の発生防止・解消の推進、といった現場活動を行う予定です。

農業委員会の事務は、①農地法等によりその権限に属させた事項に加え、新たに②農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進が加わりました。

【農業委員会事務局】  
214・4308  
【農政企画課企画調整係】  
214・8265

## 6次産業化への支援

6次産業化に関する専門家を派遣します。パッケージデザイン、HPの作成、商品等のチラシ作成、販促のための装飾、レシピア開発、販路拡大などに関する指導や助言を行う専門家を派遣します。

対象者	・認定農業者 ・農地所有適格法人 ・農林漁業者3戸以上で構成する任意団体 ・保健所の営業施設の許可・登録を取得している農林漁業者
費用	無料
派遣回数	年度内5回まで

6次産業化に必要な経費を補助します。農産物の加工製造・販売に必要な機材等の購入費用や、商品開発・販路拡大に必要な費用の一部を補助します。それぞれの詳細は、左記へお問い合わせ下さい。

【農政企画課農食ビジネス推進室】  
214・8266

## 市内産枝豆のブランド化を目指し「仙台枝豆プロジェクト」を進めています!

「仙台枝豆プロジェクト」では、生産地と消費地に近い本市農業の強みを活かした流通システムの確立により、早朝に収穫した新鮮な枝豆を、その日の夕方には飲食店で提供する取り組みを進めています。「朝採りの鮮度」「良質」といった高付加価値化により生産者の収益増加につなげ、市内の飲食店等で地元消費者や観光客にPRすることにより、地域経済の活性化を図ります。

■提供期間… 7月20日～10月中旬予定  
■提供飲食店… 仙台枝豆プロジェクトのフェイスブックまたはブログをご覧ください



Facebook URL  
<https://facebook.com/sendaidamame/>  
ブログ URL  
<https://ameblo.jp/sendai-edamame/>

また、今年度はこの事業で構築した流通システムを活用し、枝豆以外の市内産農産物も飲食店に提供する予定です。

【農政企画課農食ビジネス推進室】  
214・8266

## 新たなほ場で営農が再開されています

東北農政局による仙台東地区のほ場整備事業は、昨年度末までに全体の半分にあたる約1000haで工事が完了し、今年春には新たに約500haで営農が再開されました。大区画化された農地も含め、仙台東地区の豊かな秋の実りが待たれます。

今後は、話題の新品種「たて正夢」等の宮城米をはじめとした様々な作物が生産され、地域農業がより発展していくよう、平成30年度末までの工事完了を目指し、着実な農地整備事業推進に努めていきます。

【農林土木課ほ場整備推進室】  
214・7328



▲大区画化されたほ場

## 多面的機能支払交付金制度により地域の共同活動を支援します

多面的機能支払交付金制度は、農地の維持のほか、水路の草刈り・泥上げ、農道の路面維持、施設の軽微な補修、花の植栽による景観形成等、地域の共同活動を支援する制度です。

現在、市内では、48組織が農業振興地域内の農用地区域において活動しており、水路・農道等の保全管理に大きな成果を挙げられています。

市では、今後も農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、地域の共同活動に対して支援していきます。

来年度以降、新たに取り組みをお考えの地域の方は、左記までご相談ください。

【農業振興課地域支援係】  
214・8334



▲草刈を共同活動で実施(太白区秋保町境野)

## 平成29年産ひとめぼれ「特A」奪還へ!

一般財団法人日本穀物検定協会における食味ランキングで、平成28年産ひとめぼれが「A」評価となっていました。

平成29年産ひとめぼれの食味ランキング「特A」獲得のために、宮城米食味レベルアップに向け、収穫時には次の2点をふまえながら作業を進めましょう。

■出穂後の気温等に基づく適期刈り取りの励行  
刈り取りの遅れは食味低下の要因となります。刈り取り適期内にあってもできるだけ早めに刈り取りましょう。

※参考 ひとめぼれの積算気温による刈り取り適期の目安は早限94.0℃～晩限110.0℃です。

■良食味米に仕上げる乾燥調整の徹底  
過乾燥は胴割れ米の増加や光沢の低下による品質低下、食味の低下を招きやすくなります。適正な送風温度の順守、きめ細かい水分測定を行い、過乾燥を防止しましょう。

【農業振興課生産振興係】  
214・8335



▲レクリエーション農園の様子

市では、潤いとやすらぎを求める市民のニーズに応え、農業への理解を深めていただくため、レクリエーション農園の開設や運営を支援しています。新たにレクリエーション農園を開設する場合や修繕を行う場合には、経費の一部助成を行っています。また、市政だよりや市ホームページ等で、利用希望者への情報発信を行っていますので、掲載をご希望の方はご連絡ください。

レクリエーション農園(市民向け貸し農園)を支援しています

仙台市からのお知らせ

農薬は適正・安全に使いましょう

農産物から残留基準値を超える農薬が検出される等の事故が発生すると、市内産農産物全体の信用が落ちることにつながる恐れがあります。安全・安心な農産物を生産するため、農薬は使用基準を遵守し、飛散防止策を徹底するなど、次の事項に注意して、責任を持って正しく使用しましょう。

■ラベル記載事項の確認を 農薬ラベルに農林水産省の登録番号が表示されている農薬のみ使用できます。ラベルに記載された対象作物と適用病害虫を確認し、希釈倍率、使用時期や総使用回数、使用上の注意事項等を守りましょう。

布する、ノズルの向きに注意する、飛散を抑制するノズルを使用する等、対象外の作物や周辺への飛散防止に努めましょう。また、人通りが多い場所等での作業時は、看板設置等で周知を行うなど、配慮しましょう。 ■農薬の事故を防止する 作業時には、マスクや手袋等を着用し、強風下や長時間連続での作業を避け、事故を未然に防ぎましょう。

■保管は鍵のかかる保管庫で 農薬の保管は必ず鍵のかかる保管庫で行いましょう。保管場所には農薬の使用状況を記録する記録簿を備え、在庫状況を確認できるようにしましょう。また、農薬は必要となる時期に必要な量だけを購入しましょう。

■生産履歴を保管する 農薬を使用した年月日、場所、農薬の商品名、単位面積当たりの使用量又は希釈倍率について、栽培履歴記録簿等に記載し、一定期間保管しましょう。 ■周辺環境への配慮を 無風又は風が弱い時を選び散

■万一、身体に異常を感じたら 農薬の中毒症状は多種多様で嘔吐、下痢、腹痛、頭痛、かぶれ等があります。散布中や散布後、身体に異常を感じた場合、農薬の容器を持って、ただちに医師の診断を受けましょう。 ■農業振興課生産振興係 214・8335

Table with 3 columns: 対象経費 (土地整備費、井戸工事費、看板設置費、駐車場整備費、休憩場所及びトイレ設置費等), 上限額 (経費の1/2以内で 開設:30万円 修繕:15万円 (ただし、予算の範囲内とする)), 要件 (概ね10a以上の農園面積であること、入園契約等を締結すること、修繕の場合は過去にこの助成を受けていないこと等)

なお、農振農用地区域内では開設が難しい場合もありますので、詳しくは左記までお問い合わせください。 【農政企画課農食ビジネス推進室 214・8266】

米粉製粉機をご利用ください

光熱費等の実費負担のみで、農業園芸センター加工棟の米粉製粉機がご利用できます。

Table with 2 columns: 利用できる方 (市内在住の農業者), 利用料金 (100円/30分(税別) ※10kgの米で約1時間強の時間がかかります), 利用方法 (農業園芸センターへ直接予約)

【農業園芸センター 288・0811】 【農政企画課農食ビジネス推進室 214・8266】

5年に一度の「和牛の祭典」が開催されます!

全国和牛能力共進会は、全国から選抜された500頭を超える和牛が一堂に会し、その優秀性を競う全国大会で、第11回大会が仙台市で開催されます。会場では、全国銘柄牛の大試

Table with 3 columns: 日時 (9月7日(木)~11日(月) 8時30分~18時 ※最終日は13時30分まで), 会場 (夢メッセみやぎ (仙台市宮城野区港3丁目1-7)), 交通 (JR仙石線 中野栄駅から 徒歩(約15分) 無料シャトルバス(約13分) JR仙石線 多賀城駅から 無料シャトルバス(約16分) 地下鉄東西線 荒井駅から 無料シャトルバス(約16分) ※会場に駐車場はありません。)

【第11回全国和牛能力共進会 宮城県実行委員会 714・2982】 【農業振興課生産振興係 214・8335】

仙台農業振興地域整備計画を見直します

「農業振興地域整備計画」は、「農業振興地域の整備に関する法律」(農振法)に基づき、優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため、市町村が定めている総合的な農業振興の計画です。 市では昭和47年度に計画を策定後、過去3回見直しを行っており、現行の計画は平成20年に見直したものです。 今般、現行計画の策定から8年が経過しており、社会経済情勢、農業情勢が変化してきたこと等を踏まえ、現行計画の見直しを行うこととしました。

農用地利用計画変更事前申出書の受付について

市では、「農用地区域」からの除外(農振除外)等にかかる事前申出書を年2回(5月、11月)受付しています。今回、計画見直しに着手することから、従来の受付期間である平成29年11月分については、計画見直しの中で併せて検討することとし、平成30年1月まで受付いたします。また、平成30年5月分以降

については、計画見直し作業のため、事前申出書の受付を停止します。なお、事前申出書を受付した場合でも、検討の結果、農振除外ができない場合もあります(※)。

- 受付締切 平成30年1月31日(水) ●提出先 農政企画課

※農振法第10条により、10ha以上のまとまりを有する農用地や土地改良事業の対象地等は農用地区域に含まれることとされているため、事前申出書を提出される場合もあります。 ※事前申出は、農振法第13条第2項に規定する農振除外の5つの要件(①農用地区域以外に代替すべき土地がないこと、②農用地の集団化、農作業の効率化に支障を及ぼすおそれがないこと、等)を全て満たす場合に限り、見直しの対象となります。

【農政企画課企画調整係 214・8265】